

新市民会館管理運営計画の骨子（案）

項 目	内 容
1 施設名称	松本市民芸術館 (別に、主ホール、小ホール等に名称をつけることも考慮)
2 運営管理主体	地方自治法の一部改正に伴い、(財)松本市教育文化振興財団を指定管理者とし、管理を代行させる。
3 開館時間	午前8時30分から午後10時までを基本とする。
4 休館日	通年開館とし、条例上は休館日を設けない。
5 料金体系	施設等使用料は、長野県松本文化会館、塩尻市文化会館、岡谷市文化会館等の状況を参考に検討 別紙資料『使用料について(案)』のとおり
6 減免	旧市民会館での扱いや改築の経過等も考慮して、文化芸術の振興、福祉の増進等の見地から必要と考えられる減免は行うこととし、その基準、扱い方法等について引き続き検討
7 貸館	利用予約は、12カ月前から受付けを基本とする。
8 利用料金制度	利用料金制度の導入
9 設置条例	次期議会に提案
10 管理運営費	別紙資料『管理事業費の概算について(案)』のとおり
11 組織要員計画	計23名体制 (内訳)財団契約職員 18名 市派遣職員 5名 別紙資料『組織図(案)』のとおり
12 事業計画	引き続き検討 別紙資料『事業計画(案)』のとおり
13 屋上庭園等	通常開館時間の範囲において屋上庭園、エントランスホール、ロビー等を開放
14 総合的な管理	警備、清掃、設備等保守管理等の業務を、基本的には総合して行うことを検討